

【料金表 介護老人福祉施設】

令和6年4月1日 版

【7】利用料その他の費用の額、お支払い方法等

重要事項説明書の【7】利用料その他の費用の額、お支払い方法等(1)

1)介護保険対象サービス料金(食費・居住費を含む)

1日につき、単位:円

		算定	要介護1 589単位 615円 5540円	要介護2 658単位 688円 6197円	要介護3 732単位 764円 6884円	要介護4 802単位 838円 7542円	要介護5 871単位 910円 8191円	
①	基本介護費用	1日につき	616円	689円	765円	838円	910円	
加算	②	日常生活継続支援加算	〇	35単位 378単位 339単位	38円			
	③	看護体制加算Ⅰ	〇	4単位 41単位 37単位	4円			
	④	看護体制加算Ⅱ	〇	8単位 83単位 75単位	8円			
	⑤	夜勤職員配置加算Ⅰ	〇	13単位 135単位 122単位	14円			
	⑥	個別機能訓練加算Ⅰ	〇	12単位 125単位 113単位	13円			
	⑦	精神科医の定期的な療養指導	〇	5単位 52単位 47単位	5円			
	⑧	栄養マネジメント強化加算	〇	11単位 114単位 103単位	11円			
	⑨	認知症専門ケア加算Ⅰ	〇	20単位 209単位 188単位	21円			
	⑩	個別機能訓練加算Ⅱ	1月につき	〇	20単位 209単位 188単位	21円		
	⑪	経口維持加算Ⅰ	該当者のみ	〇	400単位 410単位 3762単位	418円		
	⑫	経口維持加算Ⅱ	該当者のみ	〇	100単位 1045単位 941単位	105円		
	⑬	口腔衛生管理加算Ⅰ	1月につき	〇	90単位 940単位 846単位	94円		
	⑭	口腔衛生管理加算Ⅱ	該当者のみ	〇	110単位 1149単位 1034単位	115円		
	⑮	外泊時費用	該当者のみ	〇	246単位 2570単位 2313単位	257円		
	⑯	再入所時栄養連携加算	〃	〇	200単位 2090単位 1811単位	209円		
	⑰	外泊時在宅サービス利用費用	〃	〇	560単位 582単位 5297単位	585円		
	⑱	初期加算	〃	〇	30単位 313単位 282単位	31円		
	⑲	看取り介護加算Ⅰ 31～45日以下	〃	〇	72単位 752単位 677単位	75円		
	⑳	看取り介護加算Ⅰ 4～30日以下	〃	〇	144単位 1504単位 1354単位	150円		
	㉑	看取り介護加算Ⅰ 2～3日	〃	〇	680単位 7106単位 6336単位	711円		
	㉒	看取り介護加算Ⅰ 当日	〃	〇	1285単位 1376単位 1208単位	1,338円		
	㉓	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	〃	〇	3単位 31単位 28単位	3円		
	㉔	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	〃	〇	13単位 135単位 122単位	14円		
	㉕	自立支援促進加算	〃	〇	100単位 1135単位 1022単位	314円		
	㉖	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月につき	〇	50単位 522単位 470単位	52円		
	㉗	安全対策体制	入所初日	〇	20単位 209単位 188単位	21円		
	㉘	協力医療機関連携加算	1月につき	〇	20単位 209単位 188単位	21円		
	㉙	高齢者施設等感染対策向上加算	1月につき	〇	20単位 209単位 188単位	21円		
	㉚	新興感染症等施設療養加算	該当者のみ	〇	20単位 209単位 188単位	21円		

※ 介護職員処遇改善加算	令和6年5月末まで	上記①～⑳の合計金額×83/1000
※ 介護職員等特定処遇改善加算	令和6年5月末まで	上記①～⑳の合計金額×27/1000
※ 介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年5月末まで	上記①～⑳の合計金額×16/1000
※ 介護職員等処遇改善加算	令和6年6月から	上記①～⑳の合計金額×140/1000
① サービス費に係る自己負担額	1割負担	上記①+加算の合計金額×1割負担
	2割負担	上記①+加算の合計金額×2割負担
	3割負担	上記①+加算の合計金額×3割負担

※金額の算出にあつては、単位数×10円×地域区分割合(5級地1045/1000)により算出します。

+

1日につき、単位：円

② 食費に係る自己負担額	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階①	650円
	第3段階②	1,360円
	第4段階	1,580円

+

1日につき、単位：円

③ 居住費(滞在費)に係る自己負担額 令和6年7月末まで	第1段階	個室 320円	多床室 0円
	第2段階	個室 420円	多床室 370円
	第3段階①	個室 820円	多床室 370円
	第3段階②	個室 820円	多床室 370円
	第4段階	個室 1,171円	多床室 855円
③ 居住費(滞在費)に係る自己負担額 令和6年8月末から	第1段階	個室 380円	多床室 0円
	第2段階	個室 480円	多床室 430円
	第3段階①	個室 880円	多床室 430円
	第3段階②	個室 880円	多床室 430円
	第4段階	個室 1,231円	多床室 915円

↓

①+②+③ 介護保険対象 サービス料金の合計 (1月の目安) ※第4段階で	1割負担[個室]	107,299円	109,770円	112,347円	114,818円	117,254円
	(目安)[多床室]	97,819円	100,290円	102,867円	105,338円	107,774円
	2割負担[個室]	132,068円	137,010円	142,164円	147,106円	151,977円
	(目安)[多床室]	122,588円	127,530円	132,684円	137,626円	142,497円
	3割負担[個室]	156,837円	164,250円	171,981円	179,394円	186,701円
	(目安)[多床室]	147,357円	154,770円	162,501円	169,914円	177,221円

※施設の体制変更などにより、加算内容を変更する場合があります。上記の料金(目安)と相違があることをご留意ください。

【食費・居住費(滞在費)について】

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にとっては、第1段階から第3段階までの食費・居住費に係る自己負担額の減免が受けられます。当該認定証に記載されている負担限度額になります。

収入状況により減免が受けられない場合は、第4段階の額になります。

【居住費(滞在費)について】

居住費については、入所者が入院や外泊中においても料金が発生します。

ただし、入所者の同意を得た上で、入院又は外泊中のベッドを他の短期入所生活介護の利用者(介護予防含む)が利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

【介護保険対象サービス(算定加算)について】

加算名		加算の説明内容(概要)
②	日常生活継続支援加算 1日につき	要介護度の高い高齢者に対して、質の高いケアを実施した場合加算されます。
③	看護体制加算Ⅰ 〃	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算されます。
④	看護体制加算Ⅱ 〃	特養で決められた看護職員の数より1名以上配置している場合に加算されます。
⑤	夜勤職員配置加算Ⅰ 〃	夜勤を行う職員が最低基準1名以上上回っている場合に加算されます。
⑥	個別機能訓練加算Ⅰ 〃	個別の機能訓練計画・実行・評価を行った場合加算されます。
⑦	精神科医の定期的な療養指導 〃	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
⑧	栄養マネジメント強化加算 〃	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行った場合に加算されます。
⑨	認知症ケア専門ケア 〃	「認知症介護実践リーダー研修」の修了者を配置し、認知症ケアに関連する留意事項の伝達または技術的指導に関わる会議を定期的開催する場合加算されます。
⑩	個別機能訓練加算Ⅱ 1月につき	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合加算されます。
⑪	経口維持加算Ⅰ 〃	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合に加算されます。
⑫	経口維持加算Ⅱ 〃	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び介護等に、医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合に加算されます。
⑬	口腔衛生管理加算Ⅰ 〃	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導並びに歯科衛生士などが職員からの相談に応じる等を月2回以上行っている場合に加算されます。
⑭	口腔衛生管理加算Ⅱ 〃	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
⑮	外泊時費用 該当者のみ	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)加算されます。
⑯	再入所時栄養連携加算 〃	特養を退所し、入院先から再入所する際に、今回入所する二次入所と以前入所していた一次入所の栄養管理が大きく異なる場合、桜苑と入院先の管理栄養士が連携して栄養計画を策定した場合に加算されます。
⑰	外泊時在宅サービス利用費用 〃	居宅における外泊を認め、桜苑から提供される在宅サービスを利用した場合(月6日限度)加算されます。
⑱	初期加算 〃	入所日から30日以内の期間加算されます。30日以上の入院後の再入所も同様加算されます。
⑲	看取り介護加算Ⅰ 31～45日以下 〃	医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として死亡月に加算されます。
⑳	看取り介護加算Ⅰ 4～30日以下 〃	医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として死亡月に加算されます。
㉑	看取り介護加算Ⅰ 2～3日 〃	医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として死亡月に加算されます。
㉒	看取り介護加算Ⅰ 当日 〃	医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として死亡月に加算されます。
㉓	褥瘡マネジメント加算Ⅰ 〃	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用加算されます。
㉔	褥瘡マネジメント加算Ⅱ 〃	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のない場合に加算されます。
㉕	自立支援促進加算 〃	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合加算されます。

②⑥ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	//	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に 係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス の提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用して いる場合加算されます。
②⑦ 安全対策体制	入所初日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する 体制が整備されている場合加算されます。
②⑧ 協力医療機関連携 加算	1月につき	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する 体制が整備されている場合加算されます。
②⑨ 高齢者施設等感染 対策向上加算	1月につき	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する 体制が整備されている場合加算されます。
③⑩ 振興感染症等施設 療養加算	1月につき	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する 体制が整備されている場合加算されます。
※ 介護職員処遇改善 加算		別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府 県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉サービスを行った場合に 加算されます。
※ 介護職員等特定処 遇改善加算		別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉サービスを行った場 合に加算されます。
※ 介護職員等ベース アップ等支援加算		別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉サービスを行った場 合に加算されます。

※施設の体制変更などにより、加算内容を変更する場合があります。加算の算定の有無により
利用負担額が増減します。変更になる場合は、事前に内容を説明しますので、ご同意願いま

2)介護保険対象外サービス料金(その他の費用)

単位:円、税込み

項目	金額	備考(内容)
① 歯ブラシ	1本	100円
② ティッシュペーパー	1パック	350円
③ トイレトペーパー	1パック	450円
④ 入れ歯洗浄剤	1箱	900円
⑤ 剃刀	1パック	実費
⑥ 切手代	1枚	実費
⑦ 単三電池	1パック	1,000円
⑧ 単四電池	1パック	800円
⑨ 持込家電電気代	1品	10円
⑩ レンタルテレビ	1台	100円
⑪ クラブ費用	1品	実費
⑫ レクリエーション行事費 用	1行事	実費
⑬ 喫茶	1品	110~160円
⑭ 売店	1品	実費
⑮ 複写物の交付	1枚	10円
⑯ 契約者からの貴重品の 管理	1月	1,500円

※上記に定める利用料については、入所者の希望により提供した場合に費用としていただきます。
また、経済状況の変化ややむを得ない理由があり料金を変更する場合は、2ヶ月前までに
事前に説明して当該料金を変更します。

3)介護保険対象外サービス料金(理髪店の出張による理美容サービス)

理髪店名	髪や	電話番号 0120-294-383
出張日等	月1回 (第2火曜予定)	

単位:円、税込み

項目		金額	備考(内容)
① 理美容サービス	カット	1回につき	実費 1980円～
	シャンプー	〃	実費 660円～
	顔そり	〃	実費 660円～
	パーマ	〃	実費 カット代別 4180円～
	毛染め	〃	実費 カット代別 4180円～

※理美容サービスをご利用される場合は、当施設で受付しております。担当職員にお申し出ください。また、お支払いについては、一旦、施設が立替払いをしますので、毎月の利用料と併せて請求いたします。

※理美容サービスの料金設定は、当施設は関与していません。税法改正や理髪店の都合によって料金や内容が変更される場合がありますのでご了承ください。その際にはあらかじめ理髪店から案内(お知らせ)があります。